

低所得者支援・ 定額減税補足給付金の確認書を送付します

返送は
10月31日(木)まで!



給付金の対象世帯・対象者には確認書を送付します。内容をご確認の上、申請手続きをお願いします。

注意 低所得者支援給付金は、令和5年度に実施した「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」追加分(7万円)または、「住民税均等割のみ課税世帯給付金」(10万円)の対象となった世帯は受給できません。

	低所得者支援給付金	定額減税補足給付金(調整給付)
給付額	10万円 ※下記対象世帯で平成18年4月2日以降に生まれた児童がいる世帯には、児童1人当たり5万円を加算	納税義務者本人および扶養親族数に基づき算定される定額減税可能額が「令和6年分推定所得税額(令和5年分所得税額)」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る場合に、その上回る額を1万円単位で切り上げて給付
対象世帯	令和6年6月3日現在で戸田市に住民登録があり、以下のいずれかの条件に当てはまる世帯 ●令和6年度に新たに住民税均等割非課税になった世帯 ●令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税になった世帯 ※世帯全員が、個人住民税課税者に扶養されている場合は、対象外 ※世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合、要申請。 下記のコールセンターへお問い合わせください	令和6年1月1日現在で戸田市に住民登録があり、定額減税しきれないと見込まれる方
申請期限	10月31日(木) ※当日消印有効	

詳しくは
市ホームページを
ご覧ください。



■ 問い合わせ 低所得者支援給付金および定額減税補足給付金コールセンター
電話：424-9591(通話料は各自負担)
時間：午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
※7、8月の日曜開庁日(第1日曜日)は午前9時～午後5時で受け付け



情報公開制度・個人情報保護制度のお知らせ



市には、市民の知る権利を保障し、行政文書を公開するための「情報公開制度」と、市民のプライバシーを保護する「個人情報保護制度」があります。情報公開制度における情報公開請求および行政文書の公開の申出と個人情報保護制度における保有個人情報開示請求の令和5年度の利用状況をお知らせします。

■ 問い合わせ 行政管理課(内線363)

● 令和5年度 情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況

	全部公開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ	合計(延べ件数)
情報公開請求 ^{※1} 決定件数	10	8	0	3	0	21
行政文書の公開申出 ^{※2} 決定件数	10	38	0	3	3	54

※1 主に市内の方が情報公開を求める手続き ※2 市外の個人や市の事業に利害関係のない法人などが情報公開と同じ文書の公開を求める手続き
※情報公開に関する審査請求はありませんでした

	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取り下げ	合計(延べ件数)
保有個人情報開示決定件数	0	23	0	5	0	28

※保有個人情報開示に関する審査請求はありませんでした

個人情報保護法の正しい理解を深めましょう

個人情報の提供により、生活のさまざまなサービスを受用できる一方、予期せぬ取り扱いがされてしまう可能性があります。個人情報保護法では、個人情報を適正かつ効果的に活用するため、事業者や行政機関などに、利用目的を定めたくうえで個人情報を収集することを求めています。個人情報の提供は、利用目的や収集方法が適正か確認・理解した上で行いましょう。また、必要な個人情報の提供を拒む対応が一部にみられます。適正な個人情報の提供を拒否することがないよう、法律の主旨を正しく理解しましょう。

💡 市政情報コーナーをご利用ください! 💡

本庁舎2階 会計課前の市政情報コーナーでは、予算書、計画書、議会の会議録などの図書、公民館だよりなどの各公共施設の発行物、傍聴できる会議日程、パブリック・コメントを募集している案件など、さまざまな市の情報を閲覧できます。お気軽にご利用ください。